

令和4年度4月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和4年4月11日(月)
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長49番地 岸本公民館2階大会議室
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 10名
 事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和4年度第1回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 篠田委員・2番 安酸委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第1号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
加川議長	報告第1号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第1号の1の朗読
加川議長	皆様の方から報告第1号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第1号、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第1号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。第1番～3番
事務局長	議案第1号1番～3番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして野坂委員説明をよろしくお願いいいたします。
野坂委員	議案第1号1番につきまして、3月29日に、山下委員と事務局から2名と申請者の方と私とで合わせて4名で現地確認をしました。 宅地の中で団地になっていますので、付近には迷惑もかかりませんし、このまま審議していただいて、通していただきたいと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいいたします。
加川議長	山下委員、何か補足説明ありますでしょうか。
山下委員	野坂委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いいいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の1番は承認されました。
加川議長	1号の2番の案件につきましては、事務局で現地を確認しています。

事務局	1号の2番の案件は、山の中になっています。溝口の高速道路よりさらに山側の宮原の山の中で、現地立会不能というような場所で、完全に山林化しているという所で、現地立会を省略させていただきました。以上です。
加川議長	1号の2番の案件につきまして、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の2番は承認されました。
事務局	1号の3番の案件は、小町集落の中にあリまして、説明があつたとおり、昭和62年の火災で耕作が出来なくなったということで、現況は雑種地のような形になっていて、昔は田んぼだったようですが、田としての価値も低いということで、申請者の方の希望もありまして、雑種地で証明をするということで、現地立会を行なっています。以上です。
加川議長	3番の案件につきまして、中曾委員説明をよろしくお願ひいたします。
中曾委員	議案第1号の3番につきまして、3月30日に現地立会をしています。妹尾委員、宅野委員と事務局2名と申請者本人との関係者で現地立会いたしました。 さきほど説明がありましたように、小町の村中で、もう廻り四方を全部住宅で囲まれたようなところで、反収も低く、火事の関係で農地に復旧するのは困難ですし、農地としての価値的なものもありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	妹尾委員、何か補足説明ありますでしょうか。
妹尾委員	さきほど中曾委員の方から言われたとおりです。 審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	宅野委員、何か補足説明ありますでしょうか。
宅野委員	中曾委員が今説明されたとおりですので、皆様審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
福島委員	質問よろしいですか。この火災により田や畑の耕作が出来ないというのは、火が田に入り込んだのですか？それとも埋め立てられて耕作が出来なくなったのですか。
事務局長	現地を確認しましたが、周りを囲まれてその家が燃えて、燃えた後の残骸が残っていて、とても畑を耕作するという気にならないような状況に当時なっていたのではないかと思います。それで、それらの残骸を撤去されたのかどうかわかりませんが、放水した際の黒く汚れたような水が畑に流れ込んで、とても今後ここで作物を作りたいという気になれなかったというようなことを言われていました。 現場も現場ですので、農業委員会としては認めるしかないかなということで、議案として出させていただきました。
福島委員	何か変なものが流れ込んで、耕作が出来なくなったというわけではないですね。
事務局長	畑くらいなら作ろうと思えば作れるのではないかいという感じはします。
加川議長	その他に何かありますか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の3番は承認されました。

加川議長	続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。 ます。
事務局長	議案第2号の朗読 今回は加川会長に関する案件がありますので、これを最初に審議してから、その他の案件を審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。 議案第2号-1 加川会長の農用地利用配分計画に関する案件、朗読 議案第2号-2 その他の者による農用地利用配分計画に関する案件、朗読 最初に加川会長の案件を審議したいとおもいますので、加川会長ご退出をお願いいたします。
加川会長	議長を交代します。
亀山議長代理	加川会長、退席をお願いいたします。
加川会長	退席
亀山職務代理	8番の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
亀山職務代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山職務代理	全員賛成、議案第2号-1、資料番号8番は承認されました。
亀山職務代理	議長を交代します。
事務局長	その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積計画に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。8番以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第2号-2は承認されました。
加川議長	以上で、議案第2号-2は全て承認されました。
加川議長	議案第3号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局より説明をお願いします。 す。
事務局	議案第3号 農用地利用配分計画(案)の審議についてですが、中間管理機構の事業です。審議を行っていきたいと思います。
事務局	議案第3号の農用地利用配分計画に関する案件朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
井上委員	20ページの4番と5番について、これの賃借料は無償ですか。
事務局長	使用貸借なので、無償です。
加川議長	その他に何か、皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第3号は承認されました。
加川議長	議案第4号 農業委員会の適正な事務実施について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第4号 農業委員会の適正な事務実施の審議についてです。 例年この時期に、前年度の点検評価を報告させていただいて、今年度の計画を皆様にお

	<p>示しするところですが、今年度につきましては、計画につきましては内容が若干異なっていますので、来月の農業委員会もしくは再来月の農業委員会での計画発表になると思いますので、ご了承をお願いします。</p> <p>それでは別紙について、ご説明いたします。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について朗読</p>
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
畑委員	<p>事務局にお聞きしたいのですが、何年か前から農地パトロールで、A判定・B判定を行なっています。法務局一括の分で、今は法務局も航空写真でいいということになっています。最初スタート時点では、現地の写真が要るということでしたが、伯耆町もだいぶ待っていますが、今まで多分1回もB判定の分を一括で非農地の申請を法務局に出されてないと思いますが、遊休農地の解消にもつながりますから、そのあたりの今後の目標を、いつ頃いくら出すのかといったようなことをお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>事務的に言うと、一括して出すのは無理だと思います。件数が多過ぎて現実的ではありません。平成29年にすごく件数がたまったので、それ以降、件数の量が多過ぎてなかなか向かえていません。</p> <p>方針としては、福岡の奥から地籍調査のように、字で区切って出していくのが現実的ではないかと思っています。とは言うものの、全筆しようと思うと航空写真を作るのが大変なので、字を区切って、B判定はやっていくということです。</p> <p>この3年間で、ずっと安定的にB判定でいっているところは、もう農地パトロールでは見なくてもいいのではないかと思っています。ただなかには、本当にB判定かなというのにもたくさんあります。農地パトロールが終わったら、事務局も航空写真で全筆見るので、本当にB判定なのか疑わしい調査結果もあるので、なかなか難しいです。</p> <p>それで一括登記というのは、かなり難しいと思います。責任の問題もありますので。1回登記が変わってしまってから、B判定ではなかったということになると、費用も農業委員会の責任としてもなかなか難しいです。</p> <p>農業委員会の中で非農地判断をして、農地台帳から落とすという非農地通知のやり方は出来るのではないかと思っています。登記は変わりませんが、通知を出して所有者本人に登記をお任せするというやり方です。そういう方が今の事務局の態勢としては、現実的ではないかと思っています。</p>
畑委員	わかりました。さきほど言われた航空写真というのは、我々が実際、農地パトロールの時に使っているのは、いつ頃の航空写真を元にして、最近の農地パトロールはしているのですか。
事務局	あれは、おそらくみどりネットが作られているので、その下地自体の航空写真は古いものだと思います。
畑委員	今、法務局に出す場合は、航空写真でもいいということですが、それはいつ頃の航空写真でないといけないということはあるのでしょうか。
事務局	それはありません。今、農業委員会で準備出来る航空写真で送ります。
畑委員	公正文書みたいなものですから、何年以内の写真でないといけないとかそういうことはないわけですか。
事務局	ありません。航空写真にしばらくはありませぬので、法務局が場所を確認できればいいということです。おそらく農地パトロール分は、件数も多いですし、法務局も見に行かな

	いと思います。
畑委員	了解しました。言われたように、確かに一括登記というのは、件数的にも何千、何万件だと思えますから。農地パトロールでB判定の確定した分を、農業委員さん、最適化推進委員さんの協力を得てのことですが、少しずつでも実施していただきたいと思えます。他の市町村は、多少なりとも少しずつは出ていると聞いていますので、伯耆町は全然出ていないようですから。事務的に大変だとは思いますが、協力はいたしますので、そちらの方向で検討していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。
井上委員	今の状況を見ると、進んでいないのが実態であります。すでに地籍調査が終わっている地域があるので、それらについて、農地部会も一緒になって、進めていただけたらと思えますが、いかがでしょうか。 農業委員会の今のスタッフでやっていこうと言っても、なかなか進まないのではないのでしょうか。
加川議長	確かに言われるとおりで、なかなか進まないのではないかと思います。
野坂委員	地籍の分は、もう結果が出ているのではないですか。
事務局	地籍の分は、地籍調査の最後、反映するまでの間に、意見照会で農業委員会にかけられるので、そこで通ればそのままになるので、反映されれば自動的に農地台帳から落ちます。
井上委員	それはいいのですが、伯耆町全体の中での地籍調査がまだの所がありますし、すでに終わっている所があります。終わった区間でも、それこそB判定になるような農地が出ているかも知れません。
事務局	そのあたりは毎年チェックしています。削除で落ちていきます。農地パトロールの地図で言うと、削除とか対象外になっている所が何件かありますが、それは所有権移転されていたりした所で、チェックはしていますし、それは毎年事務局でもそういう整理はしています。ただ農業委員会から能動的に発する『非農地通知』であったり、『非農地通知前の審議』であったりというのはまだ出来ていないというところです。件数が多い二部地区からいくのがいいのではないかと考えています。
井上委員	それはそれでいいと思えます。残った所は、地籍調査に任せればいいと思えます。
事務局	地籍調査が進めば、自動的に淘汰されていくということだと思えます。
野坂委員	所有者不明の土地はどうなっていますか。
事務局	たくさんあります。
野坂委員	B判定の農地を、地籍では変えられないのではないですか。
事務局	地目変更自体は出来るのではないかと思います。農業委員会は、農地台帳から落とすのに、通知義務はありますが、所有者不明の場合は、通知しなくてもよいということになっています。審議だけして、皆さんがB判定で、たとえばB判定・原野という審議の仕方をされると思えます。それで原野と判定されれば、その時点で農地台帳から落とすということになります。所有者不明については、農業委員会的にはそこまで考えなくてもいいという制度にはなっています。
野坂委員	逆の場合はどうなりますか。
事務局	逆の場合ですか。原野なのに畑になっているなどですか。
畑委員	結局条件が良いのに、今まではほったらかしにしておいた所を復旧しようとしたらすぐ

	出来るのに、所有者不明だと勝手に出来ないということになります。
野坂委員	草刈りをして、トラクターを入れれば、すぐ耕作出来るような農地の場合です。
事務局	たとえば本人が希望されるなら、先月、伯耆町の公衆用道路を農地にしたみたいに、現況証明を申請してもらって、農業委員会の中で現況を畑と判断すれば、農地台帳に登録するということは出来ないことはありません。
野坂委員	所有者不明の場合でも出来ますか。
事務局	所有者不明の場合は、無理です。
野坂委員	所有者不明の農地を借りて耕作するケースはありませんか。
事務局	所有者不明の農地を借りるケースは、なくはないです。 時効といいますか、公告期間があつて、所有者不明農地を借りるのに、公告期間を1年くらいかければ、借りることが出来るという制度はあります。
畑委員	それは中間管理機構を通してということですか。
事務局	そうです。
畑委員	法律上、所有者不明の場合は、相続の関係で国のものになりますか。
事務局	国のものにはなりません。そうすると、財務省が大変になりますから。所有者不明土地の管理は財務省ですが、宙ぶらりんになります。
野坂委員	そういったケースがあるのですか。
事務局	あります。そのうち、令和5年度の4月くらいからは登記が義務付けられますから、そこからは登記しないと罰金がかかってきますので、難しくなります。
畑委員	難しくなるということですね、はい、わかりました。
加川議長	その他に何かご質問等ありますか。
加川議長	他に質問がないようですので採決に入りたいと思います。この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	賛成多数、議案第4号は承認されました。
加川議長	議案第5号 農地利用最適化推進委員の金澤辞任に係る同意について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意についての審議です。 金澤啓造氏の農地利用最適化推進委員の辞任に係る本委員会の同意について、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご意見等ありますか。
加川議長	ご意見等がなければ採決に入りたいと思います。この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	賛成多数、議案第5号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	金澤委員に代わる新たな方の指名はしないということで、欠員1名であと1年と少しや

	らせていただきたいと思います。来年の7月19日まで期限がありますので、よろしく お願いいたします。
福島委員	事務局の方からさきほど言われましたが、県から自粛要請が出ているということは、今 まで通り、案件があった場合は出席しますが、他の人は欠席するということですか。
事務局長	今日は研修会がありましたので、全員にご出席いただきましたが、県からの警報が出て いますので、次回からは当面の間は、今まで通りの形でさせていただきます。
事務局	ただ計画を審議する時は、皆様に出席していただきます。
加川議長	皆様方からその他に何かありますか。
加川議長	他にないようですので、次回の定例会は、5月13日金曜日、午前9時30分から本庁 舎3階の大会議室で行いたいと思います。
加川議長	以上をもちまして、第1回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時20分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 篠田 晴郎

2番 安西 俊 昭

